



金沢市公報

号外第12号の8

平成19年(2007年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

●教育委員会規則

○金沢市教育委員会教育長事務委任規則及び教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	1
○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 ()	2
○金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 ()	2
○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則 ()	3
○金沢市就学指導委員会設置規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (学校指導課)	3
○金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則 (教育プラザ富樫)	3
○金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課)	4
○金沢市民俗文化財展示館条例施行規則の一部を改正する規則 (国際文化課)	4
○金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則の一部を改正する規則 ()	5
●教育委員会告示	
○金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高校)	5
●議会規程	
○金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程 (議会事務局)	6

ページ

●選挙管理委員会告示

○金沢市選挙管理委員会規程の一部改正について (選挙管理委員会)	6
----------------------------------	---

●監査委員告示

○金沢市監査事務局規程の一部改正について (監査事務局)	7
------------------------------	---

●農業委員会規則

○金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	7
-------------------------------------	---

●公平委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	8
-----------------------------------	---

●固定資産評価審査委員会告示

○金沢市固定資産評価審査委員会規程の一部改正について (固定資産評価審査委員会)	8
--	---

●美術工芸大学告示

○金沢美術工芸大学学位規程の一部改正について (美術工芸大学)	8
○金沢美術工芸大学学長選考規程等の一部改正について ()	9

●消防局訓令甲

○金沢市消防警戒区域立入許可証に関する規程の一部を改正する規程 (警 防 課)	9
○金沢市消防職員職名規程の一部を改正する規程 (消防総務課)	10
○消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程 ()	10

教育委員会規則

金沢市教育委員会教育長事務委任規則及び教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会教育長事務委任規則及び教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会教育長事務委任規則 (平成12年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「金沢市民俗文化財展示館」を「金沢くらしの博物館」に、「金沢市立ふるさと偉人館」を「金沢ふるさと偉人館」に改める。

(教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務の補助執行に関する規則(平成13年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「金沢市民俗文化財展示館」を「金沢くらしの博物館」に、「金沢市立ふるさと偉人館」を「金沢ふるさと偉人館」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表第10号中「(職員厚生室を含む。)」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会職員職名規則(昭和28年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び職種名」を削り、「別表」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 主事 司書 保育士 心理士
- (2) 技師 養護師 保健師 管理栄養士 栄養士
- (3) 運転技士 業務技士 用務技士 校務技士 調理技士
- (4) 業務士 用務士 校務士 調理士

第3条第2項ただし書中「職種名」を「職名」に改める。

別表を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現在に在職する職員で、平成19年3月31日に次の表の旧職名等の欄に掲げる職名及び職種名を有していたものは、別に辞令を用いることなく、それぞれ同表の新職名の欄に定める職名に発令されたものとする。

旧 職 名 等		新 職 名
職 名	職 種 名	職 名
事務吏員	主事	主事
事務吏員	司書	司書
事務吏員	保育士	保育士
事務吏員	心理士	心理士
技術吏員	技師	技師
技術吏員	養護師	養護師
技術吏員	保健師	保健師
技術吏員	管理栄養士	管理栄養士
技術吏員	栄養士	栄養士
技能吏員	運転技士	運転技士
技能吏員	業務技士	業務技士

技能吏員	用務技士	用務技士
技能吏員	校務技士	校務技士
技能吏員	調理技士	調理技士
業務吏員	業務士	業務士
業務吏員	用務士	用務士
業務吏員	校務士	校務士
業務吏員	調理士	調理士

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食中央共同調理場の項中「新神田小学校」を「新神田小学校 杜の里小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市就学指導委員会設置規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市就学指導委員会設置規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則
（金沢市就学指導委員会設置規則の一部改正）

第1条 金沢市就学指導委員会設置規則（昭和49年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住所を有する」の次に「就学予定児並びに」を加え、「心身に障害があるもの等」を「障害等により教育上特別の支援を必要とするもの」に、「障害児等」を「障害のある児童生徒等」に改める。

第2条中「障害児等」を「障害のある児童生徒等」に改める。

第3条第2項第4号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第5条第1項中「会長及び副会長」を「委員長及び副委員長」に改め、同条第2項中「会長」を「委員長」に改め、同条第3項中「副会長」を「副委員長」に、「会長」を「委員長」に改める。

（金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正）

第2条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成13年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表学校指導課の項第4号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3条第6号」を「第3条第7号」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

様式第5号を削る。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市体育施設条例施行規則（昭和34年教育委員会第4号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市安原スポーツ広場の項を次のように改める。

金沢市安原スポーツ広場	第1室内練習場	全面	3時間以内
	第2室内練習場	全面	
	多目的室		

別表中「

金沢市営専光寺ソフトボール場	1面	4時間以内
----------------	----	-------

」を

金沢市営総合プール	会議室		3時間以内	に改める。
金沢市営専光寺ソフトボール場	グラウンド	1面	4時間以内	
	会議室		3時間以内	

様式第1号及び様式第1号の3中「

3分の1面

」を「

分の1面

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第1号の3の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市民俗文化財展示館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市民俗文化財展示館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市民俗文化財展示館条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢くらしの博物館条例施行規則

第1条中「金沢市民俗文化財展示館条例」を「金沢くらしの博物館条例」に改める。

第4条第2号中「金沢市民俗文化財展示館（以下「民俗文化財展示館」）を「金沢くらしの博物館（以下「博物館」）に改める。

第5条中「民俗文化財展示館」を「博物館」に改める。

第6条中「金沢市民俗文化財展示館入館料減免申請書」を「金沢くらしの博物館入館料減免申請書」に改める。

第7条第1項中「民俗文化財展示館」を「博物館」に改める。

第9条第1項中「金沢市民俗文化財展示館指定管理者指定申出書」を「金沢くらしの博物館指定管理者指定申出書」に改め、同条第2項第1号中「民俗文化財展示館」を「博物館」に改める。

様式第1号中「金沢市民俗文化財展示館」を「金沢くらしの博物館」に改める。

様式第2号中「金沢市民俗文化財展示館入館料減免申請書」を「金沢くらしの博物館入館料減免申請書」に改める。

様式第3号中「金沢市民俗文化財展示館指定管理者指定申出書」を「金沢くらしの博物館指定管理者指定申出書」

に、「金沢市民俗文化財展示館の」を「金沢くらしの博物館の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第9号

金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢ふるさと偉人館条例施行規則

第1条中「金沢市立ふるさと偉人館条例」を「金沢ふるさと偉人館条例」に改める。

第4条第2号中「金沢市立ふるさと偉人館」を「金沢ふるさと偉人館」に改める。

第6条中「金沢市立ふるさと偉人館入場料減免申請書」を「金沢ふるさと偉人館入場料減免申請書」に改める。

第10条第1項中「金沢市立ふるさと偉人館指定管理者指定申出書」を「金沢ふるさと偉人館指定管理者指定申出書」に改める。

様式第1号中「金沢市立ふるさと偉人館」を「金沢ふるさと偉人館」に改める。

様式第2号中「金沢市立ふるさと偉人館入場料減免申請書」を「金沢ふるさと偉人館入場料減免申請書」に改める。

様式第3号中「金沢市立ふるさと偉人館指定管理者指定申出書」を「金沢ふるさと偉人館指定管理者指定申出書」に、「金沢市立ふるさと偉人館の」を「金沢ふるさと偉人館の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第6号

金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

別表第1第1項の表から第3項の表までの規定中

「

工業数理基礎	2		2
--------	---	--	---

」を

「

工業数理基礎	3		3
--------	---	--	---

」に、「30」を「31」に、「92」を「93」

に改め、同表第4項の表から第6項の表までの規定中

「

情報技術基礎	2		2
--------	---	--	---

」を

「

情報技術基礎	3		3
--------	---	--	---

」に、「30」を「31」に、「92」を「93」

に改め、同表第7項の表中「

2	4 a
---	-----

」を「

3	4 a
---	-----

」に、「2, 6」を「3, 7」

に、「30」を「31」に、「92」を「93」に改め、同表第8項の表中「

2	2a
---	----

」を

「

3	2a
---	----

」に、「2, 6」を「3, 7」に、「30」を「31」に、「92」を「93」に改める。

別表第2中「

工業技術基礎	2		
--------	---	--	--

」を「

工業技術基礎	2
--------	---

」

「

[2]

」に、「

情報技術基礎	2		
--------	---	--	--

」を「

情報技術基礎

」

「

2	[2]
---	-----

」に改め、同表の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 単位数に [] を付してある科目は、編入生が編入前に在籍していた学校で当該科目に相当する科目を履修していない場合に限り、履修するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成19年4月1日に現に本科第1部第2学年及び第3学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

議 会 規 程

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市議会議長 平 田 誠 一

●金沢市議会規程第1号

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局職名規程（昭和49年議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び職種名」を削り、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 事務局長
- (2) 書記
- (3) 運転技士

第3条ただし書中「職種名」を「職名（運転技士に限る。）」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在職する職員で、平成19年3月31日に次の表の旧職名等の欄に掲げる職名及び職種名を有していたものは、別に辞令を用いることなく、それぞれ同表の新職名の欄に定める職名に発令されたものとする。

旧 職 名 等		新 職 名
職 名	職 種 名	職 名
事務局長	主事	事務局長
書記	主事	書記
技能吏員	運転技士	運転技士

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第69号

金沢市選挙管理委員会規程（昭和27年選挙管理委員会規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第15条中「及び職種名」を削り、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 書記長
- (2) 書記

第15条の2第2項を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に在職する職員で、平成19年3月31日に次の表の旧職名等の欄に掲げる職名及び職種名を有していたものは、別に辞令を用いることなく、それぞれ同表の新職名の欄に定める職名に発令されたものとする。

旧 職 名 等		新 職 名
職 名	職 種 名	職 名
書記長	主事	書記長
書記	主事	書記

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

金沢市監査事務局規程（昭和39年監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

第2条中「及び職種名」を削り、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 事務局長
- (2) 書記

第3条の2第2項を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に在職する職員で、平成19年3月31日に次の表の旧職名等の欄に掲げる職名及び職種名を有していたものは、別に辞令を用いることなく、それぞれ同表の新職名の欄に定める職名に発令されたものとする。

旧 職 名 等		新 職 名
職 名	職 種 名	職 名
事務局長	主事	事務局長
書記	主事 技師	書記

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会事務局規則（昭和36年農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、事務局次長及び事務局長補佐」を「及び事務局長補佐」に改める。

第2条の2第1項第1号中「事務局長 事務局次長」を「事務局長」に改め、同条第2項中「職種名」を「職名」に改める。

第3条第2項中「事務局次長（事務局次長が不在のとき、又は事務局次長が欠けたときは、事務局長補佐）」を「事務局長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「美術工芸大学学長」を「美術工芸大学長」に改め、「及び金石保育所」を削り、「技監」の次に「、会計管理者」を加え、「診療部副部長（相当する科長及び医長を含む。）及び中央診療部副部長」を「診療部長（相当する科長及び医長を含む。）、中央診療部長、薬剤部長、看護部長及び担当看護部長」に、「文書法制課長補佐」を「文書法制課担当課長補佐」に改め、「財政課担当課長補佐」の次に「（予算編成の事務を総括する者に限る。）、環境総務課長補佐」を加え、同表教育委員会の事務部局の項中「、担当局長」、「、教育総務課長補佐」及び「、学校職員課長補佐」を削り、「学校職員課主査」を「学校職員課担当課長補佐」に改め、同表監査委員の事務部局の項及び農業委員会の事務部局の項中「、事務局次長」を削り、同表の備考第3項中「「担当局長」、」及び「担当局長、」を削り、同備考第5項及び第6項中「及び「事務局次長」」及び「及び事務局次長」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会告示

●金沢市固定資産評価審査委員会告示第1号

金沢市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 坂 井 美 紀 夫

第4条第4項中「市の吏員」を「市職員」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

美術工芸大学告示

●金沢美術工芸大学告示第1号

金沢美術工芸大学学位規程（平成9年美術工芸大学告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢美術工芸大学長 平 野 拓 夫

第6条第2項中「修士作品又は博士論文等」を「修士作品にあっては当該修士作品」に、「、委員会」を「委員会」に改め、「関連分野担当の」の次に「教授を含む教員3人以上で、博士論文等にあっては当該博士論文等の内容に応じて委員会において選出された本学の大学院の研究分野担当又は関連分野担当の」を加え、同条第3項中「審査会に、」の次に「修士作品にあっては本学の大学院の研究分野担当若しくは関連分野担当の客員教授又は他の大学院

若しくは研究所等の教員等を、博士論文等にあつては」を加え、「又は関連分野担当の助教授」を「若しくは関連分野担当の准教授」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

●金沢美術工芸大学告示第2号

金沢美術工芸大学学長選考規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

金沢美術工芸大学長 平 野 拓 夫

金沢美術工芸大学学長選考規程等の一部を改正する規程

(金沢美術工芸大学学長選考規程の一部改正)

第1条 金沢美術工芸大学学長選考規程(昭和39年美術工芸大学告示第1号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第9条第1項中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改める。

(金沢美術工芸大学教員の定年に関する規程の一部改正)

第2条 金沢美術工芸大学教員の定年に関する規程(平成13年美術工芸大学告示第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「助教授及び講師」を「准教授、講師及び助教」に改める。

(金沢美術工芸大学の教員の任期に関する規程の一部改正)

第3条 金沢美術工芸大学の教員の任期に関する規程(平成13年美術工芸大学告示第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「助教授」を「准教授」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防警戒区域立入許可証に関する規程(昭和43年消防本部訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市消防長 宮 本 健 一

様式第1号中「勤務所」を「勤務先」に改める。

様式第2号中

勤務所名	
同所在地	
代表者氏名	
本籍	
現住所	
職名	
生年月日	

を

使用者	勤務先	
	職名	
	現住所	
	氏名	
	年齢	(歳)

に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防職員職名規程（昭和63年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市消防長 宮 本 健 一

第2条中「及び職種名」を削り、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 消防吏員
- (2) 主事

第3条第2項ただし書中「職種名」を「職名（主事に限る。）」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に在職する職員で、平成19年3月31日に次の表の旧職名等の欄に掲げる職名及び職種名を有していたものは、別に辞令を用いることなく、同表の新職名の欄に定める職名に発令されたものとする。

旧 職 名 等		新 職 名
職 名	職 種 名	職 名
消防事務吏員	主事	主事

●金沢市消防局訓令甲第3号

消 防 局
消 防 署

消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和34年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市消防長 宮 本 健 一

第3条第1項中「正午から午後零時45分」を「午後零時15分から午後1時」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年（2007年）3月30日 印刷	発行人	金 沢 市
平成19年（2007年）3月30日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)